

特許法等の一部を改正する法律要綱

第一 特許法の改正

一 職務発明制度の見直し

1 従業者等がした職務発明については、契約、勤務規則その他の定めにおいてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を取得させることを定めたときは、その特許を受ける権利は、その発生した時から当該使用者等に帰属するものとする。

2 従業者等は、契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等に特許を受ける権利等を取得等させた場合には、相当の金銭その他の経済上の利益を受ける権利を有するものとする。

3 経済産業大臣は、発明を奨励するため、産業構造審議会の意見を聴いて、契約、勤務規則その他の定めにおいて相当の金銭その他の経済上の利益について定める場合に考慮すべき使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況等に関する事項について指針を定めるものとする。

(第三十五条関係)

二 特許法条約の実施のための規定の整備

1 外国語書面等の翻訳文を所定の期間内に提出することができなかつたときは、特許庁長官が通知を
するとともに、その期間が経過した後であっても、一定の期間内に限りその翻訳文を提出することが
できるものとする。 (第三十六条の二関係)

2 特許出願が、特許出願の日を認定することができない場合に該当するときの補完手続等に関する規
定を整備すること。 (第三十八条の二、第三十八条の三及び第三十八条の四関係)

3 その他特許法条約の実施のための所要の規定の整備を行うこと。

三 特許料の改定

特許料を引き下げること。

(第一百七条関係)

第二 実用新案法の改正

特許法条約の実施のための規定の整備に係る特許法の改正に伴う所要の規定の整備を行うこと。

第三 意匠法の改正

特許法条約の実施のための規定の整備に係る特許法の改正に伴う所要の規定の整備を行うこと。

第四 商標法の改正

一 商標法に関するシンガポール条約の実施のための規定の整備

1 出願時の特例の適用を受けるための証明書を所定の期間内に提出することができなかつたときは、その期間が経過した後であっても、一定の期間内に限りその証明書を提出することができるものとすること。
(第九条関係)

2 その他商標法に関するシンガポール条約の実施のための所要の規定の整備を行うこと。

二 商標登録料等の改定

商標の登録料及び更新登録料等を引き下げること。

(第四十条、第四十一条の二、第六十五条の七及び第六十八条の三十関係)

第五 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の改正

特許協力条約に基づく国際出願に係る調査等について、明細書及び請求の範囲が日本語又は外国語で作成されている場合に応じ、それぞれ手数料の上限額を定めること。

(第八条、第十二条及び第十八条関係)

第六 経済産業省設置法の改正

職務発明制度の見直しに係る特許法の改正に伴う規定の整備を行うこと。

(第七条関係)

第七 附則

一 この法律の施行期日及び検討について必要な規定を設けること。

(附則第一条及び第六条関係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めること。

(附則第二条から第五条まで及び第九条関係)

三 関係法律について所要の改正を行うこと。

(附則第七条、第八条及び第十条関係)